

NTT 関係技術士の会 規約

(名称)

第1条 本会の名称は「NTT 関係技術士の会」(英語名称: IPEN (Institution of Professional Engineers, NTT)、以下「本会」)という。

(目的)

第2条 本会はNTT 関係技術士の親睦、相互研鑽、情報交換を促進し、日本電信電話株式会社(NTT)、NTT グループ会社およびNTT グループ会社に準ずる会社の発展に寄与すると共に、情報通信をはじめとする科学技術の振興とこれらに関連する人材の育成を目的とする。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 例会・情報交換会・研究会等の開催
2. 講演会・講習会・セミナー等の主催
3. 技術コンサルティング業務の受託
4. 講師・トレーナ・監督員の派遣
5. 教科書・トレーニングキットの販売
6. 諸メディアを用いた広報・情報交換(出版・ホームページ開設・メーリングリスト運営等)
7. 関係諸機関・諸団体および官公庁との交流
8. その他本会の目的を達成するために必要な活動

(事務所)

第4条 本会の事務所は日比谷同友会通研支部に置く。

(会員)

第5条 本会の目的に賛同し、参加を希望する個人および法人をそれぞれ個人会員および法人会員とする。また、本会活動に協賛して賛助する個人および法人を賛助会員とする。

個人会員のうち、技術士・技術士補・技術士第一次試験合格者・第二次試験合格者・JABEE 認定課程修了者を正会員とし、それ以外を准会員とする。

2 法人会員は、会費口数に応じて、一定数(一口当たり5名)の経営者または従業員を指名して、本会活動に参加させることができる。

法人会員が指定するメンバーの本会活動における会員資格は個人会員と同等とする。

3 会長が特別に認める個人を特別会員とすることができる。

第6条 入会希望者は、NTT およびNTT グループ会社またはNTT グループ会社に準ずる会社に在籍する者または在籍していた者、並びに、法人会員の会社に在籍する者の場合、入会申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 第1項に記載以外の入会希望者は、入会申込書と入会理由書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

3 個人会員は、入会申込書の情報(以下、「登録情報」という。)に変更が生じた場合、遅滞なく登録情報変更依頼書を提出するものとする。

第7条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。会員資格の喪失は会長が判断する。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 除名
- (4) 1年間以上登録情報に連絡不能

(役員等)

第8条 本会に次の役員等を置く。(1)-(3)を役員と呼び、(4)は法人会員の代表の位置づけである。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 執行役員(幹事と呼ぶ)
 - (3-1) 代表幹事 2名程度 (うち1名を筆頭代表幹事とする)
 - (3-2) 幹事 若干名
- (4) 法人会員を代表するもの

(4-1) アドバイザー 法人会員から推薦され、これを代表する者 各法人会員当たり 1 名

(4-2) 筆頭アドバイザー アドバイザー会議の議長を執行する 1 名

2 本会に監事 2 名以上を置く。

3 役員等・監事の選任は、次の通りとする。

(1) 会長および監事は総会において会員の互選により選任する。

(2) 副会長、執行役員は会長が指名する。

(3) アドバイザーは法人会員各社よりの推薦による。

(4) 筆頭アドバイザーはアドバイザーおよび役員によって構成されるアドバイザー会議によってアドバイザーの中から互選される。

(5) 本会運営に協力を依頼するために会員の中より顧問、臨時執行役員など選任できる。臨時執行役員の任期は会長が選任時に定める。

4 役員等・監事等の職務は、次の通りとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐する。

(3) 代表幹事は、幹事の協力を得て事務（庶務、渉外）を行い、会の円滑な執行・運営に努める。通常は筆頭代表幹事が渉外などの主要業務を行い、他の代表幹事がそれを支援するが、筆頭代表幹事が事情により事務を執行できない場合に、他の代表幹事がこれに代わることができる。

(4) 監事は、会計をはじめ会の事務処理の監査を行う。

(5) アドバイザーは、アドバイザー会議を通じて法人会員の本会への寄与の方法などを議論し会長に進言する。

5 役員等・監事・アドバイザーの任期は原則 3 年とし、再任および途中交代を妨げない。

6 役員等・監事・アドバイザーは無給とする。ただし、会長判断により交通実費を支弁することができる。

(会議)

第 9 条 総会は、正会員と特別会員により構成する。

2 総会は、年 1 回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。また、個人会員の 3 割以上に当たる動議要請によって臨時総会を招集できるものとする。

3 総会は、次に掲げる事項の承認を行う。

(1) 活動計画および収支予算

(2) 活動報告および収支決算

(3) 役員人事

(4) その他、本会目的達成に必要な事項

第 10 条 役員会は年 2 回会長が招集する。会長が必要と認めた場合または 2 名以上の役員から請求のあったときは、臨時役員会を招集できるものとする。

2 役員会の議長は会長とする。

第 10 条の 2 アドバイザー会議は筆頭アドバイザーないし会長の要請によって少なくとも年 1 回招集する。筆頭アドバイザー、会長が必要と認めたときは臨時アドバイザー会議を招集する。また、法人会員数の 3 割以上の法人会員の動議要請によって招集できるものとする。

2 アドバイザー会議の議長は筆頭アドバイザーとする。

(運営経費)

第 11 条 本会の運営に関する経費は、会費・賛助会費・事業収入・寄付金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

3 会費及び賛助会費については、別途定める。

(規約変更ならびに解散)

第 12 条 この規約は、役員 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することはできない。

第 13 条 本会の解散は、役員 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

2 本会の解散に伴う残余財産は、日比谷同友会に寄付するものとする。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長がこれを定める。

付則 1

この規約は、2009年5月14日から施行する。

この規約は、2009年10月14日から改訂施行する。

この規約は、2012年4月11日から改訂施行する。

この規約は、2014年10月23日から改訂施行する。

この規約は、2018年4月1日から遡及改訂施行する。

この規約は、2024年4月1日から改訂施行する。

付則 2 NTTグループに準ずる会社の法人会員の入会に関する判断は、NTTあるいはNTT退職者等の経営参加状況などにより会長がおこなう。

付則 3 本規定変更に伴い関連規定の代表幹事は筆頭代表幹事と読み替える。

別紙

- 個人会費は入会金・年会費とも当分の間無料とする。
- 法人会費は当面、入会金無料、年会費一口5万円とする。
- 賛助会費は任意とし、随時納入を受け付ける。
- 会議等の運用にかかわる事項は当該会議の内規として規定し運用の効率化を図る。